平成２９年（フ）第３３８号
広島市佐伯区八幡東３丁目４番１－７号
債務者　西　　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６９号
広島市西区草津南２丁目５番１－301号
債務者　大濵　郁江
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１０号
広島市中区光南３丁目８番23―201号
債務者　安平　英子（旧姓栗林・山田）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７号
山口県下関市田中町４番16号　有料老人ホームあんじゅ田中町、住民票上の住所山口県下関市上田中町２丁目24番18号
債務者　福本　昭一
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
徳島県板野郡北島町鯛浜字原187番地２　メゾンＢＡ－Ⅲ、旧住所徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池21番地10
債務者　大塚　麻美
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８０号
徳島県吉野川市川島町川島210番地
債務者　藤井　恵子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９号
秋田市牛島東６丁目13番７号
債務者　越後谷　豪
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０３号
京都市左京区静市市原町1242番地35
債務者　古川　照代
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
京都市左京区岩倉長谷町720番地１　フォレスト桜坂206
債務者　巖　　樹里
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１13棟105号
債務者　山内ガリーナこと　ＭＵＲＳＡＬＩＭＯＶＡ　ＧＡＬＩＮＡ
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
岩手県北上市北鬼柳６地割37番地１ミューズ・パルコＡ－104、旧住所仙台市太白区大野田４丁目３番地の５ＮＣＭ３－104
債務者　阿部　俊太
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２７号
岩手県北上市村崎野19地割132番地４ハウスエンブレムＦ棟、旧住所岩手県北上市村崎野18地割298番地４プロムナードＤ棟202号
債務者　髙橋亜矢香
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１０５号
福井県越前市高瀬１丁目10番１号　サン・プランドールⅠ棟106、旧住所福岡県京都郡苅田町与原３丁目３番地７（レオパレスマタドール208）
債務者　新井　廣行
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
福井市光陽２丁目７番５号　アイロイヤル大和502号
債務者　渡辺　和美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
福井市高柳１丁目1103番地　エルグラン・リベルテ102号
債務者　杉本　　勉
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
福井県坂井市春江町大牧第18号29番地
債務者　木下加奈枝
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係